

【基礎控除等】

Q 1. 何故 1 2 3 万円なのか。

A. 物価に連動させ 20% 程度引上げ。主要国も同様（米英独仏加。ただし、英は財政難から連動を凍結中）。日本も、従来、物価を勘案。

H 7（最後の基礎控除引上げ）～R 5 の物価上昇率は 10% 程度。これまで通りの考え方であれば、5 万円の上げ幅。今回は、H 7～R 5 にかけて 20% 程度上昇している生活必需品（基礎的支出項目）の物価も考慮し、10 万円（20% 程度）の引上げ。

（参考）国民民主党が 1 7 8 万円と主張する 3 つの理由と今回の対応

【手取り増】財源や考え方が整理できておらず未対応。（→Q 1 - 1）

【生計費への配慮】物価上昇分に対応。他方、最低賃金には連動させない。

（→Q 1 - 2）

【就業調整対策】大学生（特定扶養控除）に対応。（→Q 1 - 3）

Q 1 - 1. とにかく手取りを増やすため、1 7 8 万円にすべきではないか。

A. 基礎控除の大幅な引上げは高所得者ほど裨益するため不適當（逆進的）。また、基礎控除の引上げの影響を受けるのは、国民の半分弱しかいない（納税者数 5, 4 5 0 万人、就業者数 6, 6 6 7 万人）。

また、基礎控除を 1 7 8 万円に引き上げるなら、約 7～8 兆円もの財源が必要。将来世代に責任を持つ観点から、財源問題は無視出来ない。

（デフレからの完全脱却に向けては、別途、事業規模 3 9 兆円程度の経済対策を実行。）

（注）7 兆円の大まかなイメージ

- ・ 毎年度の文教関係予算に相当（義務教育費の地方負担分含む）
- ・ 毎年度、本州四国連絡橋 2 本半を建設可能（1 本約 2. 9 兆円）

- ・ 消費税率2%強に相当

※ 7兆円を全額赤字国債で賄う場合、新規国債発行額は2割増加（令和6年度当初予算の発行額は35兆円）。

Q1-2. 基礎控除の引き上げは、物価ではなく、最低賃金に連動させて178万円まで引き上げるべきではないか。

A. 基礎控除は原則全ての人に適用されるもの。中高所得者に対してまで最低賃金に連動させて控除を引き上げるのは不適當。

Q1-3. この程度の基礎控除の引上げ幅では、就業調整対策としては不十分ではないか。

A. いわゆる主婦パートを中心とする配偶者の就業調整については、①いわゆる「扶養」については、配偶者の収入が103万円を超えても、段階的に控除が減る仕組み（配偶者特別控除）の導入により、世帯の手取りが減少しない仕組みとなっており、また、②配偶者自身についても103万円を超えた部分に5%の税率がかかるのみ（手続き等も不要）であるため、税制においては「壁」は解消済み。

大学生の就業調整対策は、今回の改正で、150万円まで働いても親が63万円の控除を受けられる新たな控除を設けることで対応。150万円を超えても、すぐに控除が出来なくなる訳ではなく、段階的に控除が減る仕組み。

Q2. 「いわゆる「103万円の壁」は、国民民主党の主張する178万円を目指して、来年から引き上げる」とした3党の幹事長間合意と矛盾するのではないか。

A. 幹事長合意においては「目指して」とされており、令和7年度において178万円とすることに合意したものではないと承知。財源の問題もあり知恵を絞る必要。今後も真摯に協議。

【給与所得控除】

Q 1 . 給与所得控除の最低保証額の引上げのみでは、ほとんどの方が対象外となり、不十分ではないか。

A . 給与所得控除の最低保障額は定額のため、物価上昇への対応のため引き上げが必要。給与所得者の就業調整にも資する。最低保障額を超える方については、物価上昇とともに賃金が上昇すれば控除額も増加。

Q 2 . 給与所得控除には上限が設定されているので、それらの人は物価上昇の影響を受けてしまうのではないか。

A . 給与所得控除の上限については、給与所得者の必要経費が収入の増加に応じて必ずしも無限に増加しないこと、各国より水準が高いこと、格差是正や所得再分配機能の回復といった観点、を踏まえ設定され、累次の引下げが行われたもの。物価調整には適さない。

今回の見直しでは、将来世代に責任を持つ観点から財源問題を無視出来ない中で、比較的所得が低い方々の物価上昇によるご負担を緩和しようとしたもの。なお、高所得者についても、基礎控除は引上げ。

Q 3 . 給与所得控除の対応では、個人事業主が対象外となり、不公平ではないか。

A . 個人事業主は、経費が物価上昇により増加した場合、その分、控除が可能。

【財源】

Q 1. 国の税収は過去最高を記録しており、「取り過ぎた税を返す」という観点から言えば、財源は余っているのではないか。

A. 確かに国の税収は過去最高。他方、前に過去最高を記録したH2（決算）と比較すると、

- ・ 税収は大幅に増えているが（12兆円）、
- ・ 歳出は、それを大幅に超える60兆円近く増加しており、財源が余っているという状況にはない。

（参考）

【H2】 税収：60.1兆円 歳出：69.3兆円

【R5】 税収：72.1兆円 歳出：127.6兆円

Q 2. 近年、国の税収は予算から上振れしており、財源が余っているのではないか。

A. 税収は上振れる時も下振れる時もあり、財源にならない。（R元年度決算は当初予算より▲4.1兆円、R2年度決算は同▲2.7兆円）。

また、上振れた場合も補正予算の財源になっており、余るわけではない。

Q 3. 国は税収の見積もりに当たって不当に低い税収弾性値（GDPが1%成長した際に、税収が増加する割合）を使用しており、正しい税収弾性値を使えば、財源が余っているのではないか。

A. 税収の見積もりに当たって、税収弾性値は用いていない。いずれにしても、税収の上振れ分については、補正予算の財源になっており、余っているわけではない。

Q 4 . 近年、国は歳出で多額の不用を計上しており、財源が余っているのではないか。

A . 確かに、近年、歳出において不用を計上しているが、不用については、補正予算（当年度の補正予算、又は決算剰余金となった後に翌年度の補正予算）の財源になっており、余っているわけではない。

Q 5 . 外為特会の剰余金など、財源が余っているのではないか。

A . 外為特会の剰余金は毎年度、防衛関係費など予算（当初・補正）の財源として既に使用されている。

Q 6 . 過去の基礎控除引上げは財源なしで行っているのではないか。

A . 直近では、平成 7 年や元年には、消費税の創設や税率引き上げ等により、一定の財源を確保しながら実施。

Q 7 . 野党には財源を求めておきながら、20 万円引上げ案には財源を求めないのは矛盾ではないか。

A . 物価上昇局面における物価調整の範囲は財源不要と整理。他方で、それを超える恒久減税は将来世代に責任を持つ観点から財源が必要。

Q 8 . 政府の試算では、労働供給の増加や消費増に伴う税収増が含まれておらず、過少評価なのではないか。経済成長すれば、直ぐに税収増になるのではないか。

A . 消費増等を織り込んだモデルによる試算でも、税収増効果は限定的で、仮に 6 兆円減税しても税収として戻ってくるのは 1,000 億円程度。

【地方税】

Q 1. 地方税も対応しないと「壁」は解消されないのではないか。

A. 就業調整対策の側面を有する①特定扶養控除（大学生アルバイト関係）の見直し、②給与所得控除の最低保障額の引上げについては、地方税も対応。なお、配偶者は対応済み。

地方税の基礎控除の引上げについては、「地域社会の会費」的な性格があることからもともと所得税とは控除額が異なることや、地方財政への影響が大きいことも踏まえ、自治体のサービス維持のために引上げは見送ったところ。

【ガソリン税】

Q 1. ガソリン税はいつから安くなるのか。

A. 3党幹事長間で、
・「いわゆる『ガソリンの暫定税率』は廃止する」、
・「具体的な実施方法等については、引き続き関係者間で誠実に協議を進める。」
とされており、自民党としては、引き続き、真摯に協議を行っていく。

【その他の改正項目】

Q 1. 老後に向けた資産形成の支援について具体策は。

- 老後に向けた資産形成の促進のため、iDeCo(個人型確定拠出年金)等の拠出限度額を拡充。具体的には、
 - ① 会社員(国民年金2号被保険者)について、勤務先の企業年金の有無等による拠出限度額の差異を解消。iDeCo独自の限度額を廃止し、企業年金の拠出額との合計に対する共通限度額に一本化。
 - ② そのうえで、会社員の共通拠出限度額について、賃金上昇率にあわせて引上げ(月額5.5万円→6.2万円)。この結果、企業年金のない会社員は、iDeCoの拠出限度額が現行の約2.7倍となる(月額6.2万円、年間約75万円)。
 - ③ 自営業者(国民年金1号被保険者)についても、会社員と同額の引上げ(月額6.8万円→7.5万円)。

Q 2. 子育て世帯への支援について具体策は。

- 子育て支援に関する政策税制については、今般、1年間の時限的な措置として対応する。具体的には、
 - ① 住宅ローン控除について、令和7年の1年間の措置として、子育て世帯等に対し、借入限度額を上乗せする。
※認定住宅は5,000万円、ZEH水準省エネ住宅は4,500万円、省エネ基準適合住宅は4,000万円
 - ② 住宅リフォーム税制について、令和7年の1年間の措置として、子育て対応改修工事を適用対象に追加する。
 - ③ 生命保険料控除における新生命保険料に係る一般生命保険料控除について、令和8年の1年間の措置として、居住者が年齢23歳未満の扶養親族を有する場合には控除額を最高6万円(現行:最高4万円)に引き上げる。

Q 3. 地域を支える中小企業への支援について具体策は。

- 中小企業は、雇用の7割を抱える、わが国にとって重要な経済主体であり、その健全な成長が地域経済の維持・発展のために不可欠。その中でも、売上高100億円を超えるような中小企業を育成することで、地域経済に好循環を生み出していくことが鍵となる。
- そのため、令和7年度税制改正では、売上高100億円超を目指す、成長意欲の高い中小企業が思い切った設備投資を行うことができるよう、中小企業経営強化税制を拡充する。

(参考) 中小企業経営強化税制の拡充内容

- ▶ 売上高100億円超を目指す中小企業を対象に、建物を対象設備に追加
- ▶ 賃上げ率に応じて、建物の特別償却率及び税額控除率を設定
※賃上げ率2.5%以上：特別償却率15%又は税額控除率1%
賃上げ率5%以上：特別償却率25%又は税額控除率2%
- その上で、中小企業経営強化税制等の適用期限を2年延長する。また、賃上げや物価高への対応に直面している中小企業の状況を踏まえ、軽減税率の特例(15%)の適用期限も2年延長する^(注)。

(注) 所得10億円超の中小企業等については、一定の見直し

Q 4. 防衛増税は、家計や企業の大きな負担になるのではないか。

- 防衛力整備については、将来にわたって維持・強化を進めていく必要があり、したがって、これを支える財源は、税制措置をはじめ安定的なものであることが不可欠であると考えている。
- その上で、家計の負担という意味では、
 - ・ 所得税については、もともと、仮に措置する場合でも、1%の税率の付加税としたうえで、復興特別所得税の税率を同じだけ(1%)引き下げること、現下の家計の負担増にならない仕組みとして提案していたが、令和7年度改正においては、いわゆる「103万円の壁」の引上げ等の影響も踏まえ、引き続き検討することとし、措置は見送っている。

- ・ また、喫煙者の方にはご負担をお願いすることになるが、加熱式たばこの課税の適正化は8年4月から2段階、たばこ税率の上げは9年4月から3段階、と段階的に実施することとしている。

- 法人税についていえば、8年4月より、法人税率に換算すると1%程度のご負担をお願いすることになるが、中小企業の皆様に配慮し、法人税額500万円までは付加税を課さない仕組みとしており、全法人の94%は対象外と見込まれる。

【更問. 所得税の措置は、先送るのではなく、撤回すべきではないか。】

- （繰り返しになるが、）所得税の措置は、今回は見送ることとしたが、仮に措置する場合でも、復興特別所得税の税率を同じだけ（1%）引き下げることによって、現下の家計の負担増にならない仕組みとしている。
- なお、防衛力の強化は、国民の命、暮らし、事業を守るためのものであり、個人に広く裨益（ひえき）することを踏まえ、所得税が対象とされたもの。こうした考え方は現時点でも当てはまるものであり、引き続き検討することが必要と考えている。